

衝突被害軽減ブレーキ装置導入促進助成金交付要綱

平成20年5月14日制定
公益社団法人 新潟県トラック協会

(目 的)

第1条 新潟県トラック協会（以下「協会」という。）は、事業用トラックの追突事故を削減するために、衝突被害軽減ブレーキ装置（以下「装置」という。）を導入する会員事業者（以下「会員」という。）に対して助成金を交付する。

(対象装置)

第2条 助成の対象となる装置は、新潟県内に使用の本拠を置く車両（車両総重量3.5トン以上、8トン未満に限る。）で次に掲げる基準に適合するものに限る。

国の「事故防止対策支援推進事業（先進安全自動車（ASV）の導入に対する支援）」の対象装置と同一とする。

(交付額等)

第3条 助成金の交付額は、会員が当該年度に新たに車両に装置を装着する場合、1台あたりの導入額（消費税を除く）の25パーセントまたは50,000円のいずれか低い額（1,000円未満端数切捨て）を交付する（国の補助金との併用は妨げない）。

(実績報告及び助成金の請求)

第4条 会員は、装置導入事業が完了したときは、当該年度の2月10日までに様式1により、「衝突被害軽減ブレーキ装置導入促進助成事業実績報告書（助成金交付請求書）」に必要書類を添えて協会に提出しなければならない。

(助成金交付)

第5条 県ト協は、前条の「衝突被害軽減ブレーキ装置導入促進助成事業実績報告書（助成金交付請求書）」交付申請書及び内訳書等の提出があったときは、速やかにその報告を審査し、その報告に係る事業に実施結果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、会員に対して助成金を交付する。

(財産の処分の制限)

第6条 会員は交付対象となった装置が装着の日から起算して4年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保（以下「処分」という。）に供してはならない。但し、あらかじめ県ト協の承認を得た場合は、この限りではない。

(助成金の返還)

第7条 会員は交付の対象となった装置が、前条の処分期間内に次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、助成金を返還しなければならない。

- 1) 助成金の申請内容もしくはこれに付した条件、その他法令もしくはこれに基づく処分に違反したとき。
- 2) 会員資格を失ったとき、または助成を受けた車両を他の都道府県へ配置変更したとき。

(その他必要な事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、県ト協が別にこれを定める。

(附 則)

第1条 本要綱は、平成20年4月1日より適用する。

一部改正 平成29年3月8日

様式1（第4条関係）

令和 年 月 日

公益社団法人 新潟県トラック協会会長 殿

住 所
会 社 名
代 表 者

印

衝突被害軽減ブレーキ装置導入促進助成事業実績報告書
(助成金交付請求書)

衝突被害軽減ブレーキ装置導入促進助成金交付要綱第4条に基づき、助成金の支払いについて、下記の通り請求します。

記

助成金請求額 _____ 円

1. 整理番号： _____
2. 事業者（支店・営業所含む）の名称：
3. 登録番号：
4. 車体番号：
5. 装着年月日：
6. 振込先銀行口座
 - ・銀行名： 銀行・信用金庫・信用組合
 - ・支店名： 本店・支店
 - ・預金種別： 普通・当座
 - ・口座番号：
 - フリガナ
 - ・口座名義：
7. 申請担当者
 - ・氏名：
 - ・電話番号：

- ※1. 車両が2台以上の場合は、項目1～5までの内訳を別紙に記載し、添付する。
2. 添付書類
 - (1) 事業報告書の直近事業年度分の資本金・従業員数の記載のあるページ（写）
 - (2) 自動車検査証（写）
 - (3) 搭載証明書（様式2）
 - (4) 請求書・領収書等当該装置の取得価格がわかるもの（写）
 - (5) 領収書または割賦販売契約書（写）※リースの場合はリース契約書（写）

(様式2)

令和 年 月 日

衝突被害軽減ブレーキ搭載証明書

自動車製作者もしくは自動車販売会社等の

名称または会社名 _____ ㊞

住所 _____

以下の自動車について、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示に規定された衝突被害軽減ブレーキの技術基準に適合した装置を備えていることを証明する。

登録番号	
車台番号	
装置名	
備考	